

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年3月31日公布・27年4月1日、28年4月1日等施行)
【改正の概要】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 県税の猶予制度（徴収・換価）の整備</div> <p>○地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、県税の猶予制度における徴収金の分割納付の方法等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法 ・徴収猶予の申請手続等 ・職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等 ・申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等 ・担保を徴する必要がない場合 猶予に係る金額が100万円以下である場合等 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 自動車税関係</div> <p>○自動車税の税率の特例の規定中にある大気汚染防止法が改正となり、根拠規定の項がずれることから附則を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項 ↓ 第2条第16項 	
施行日	1 平成28年4月1日 2 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日
【その他参考事項】	